

自治体病院経営に関する要望

全国自治体病院経営都市議会協議会は、自治体病院経営に関する要望について別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成29年10月

全国自治体病院経営都市議会協議会
会 長 増 田 暢 之
(磐田市議会議長)

自治体病院経営に関する要望

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど、社会的使命を果たしている。

こうした中、我々自治体病院を経営する都市の議会は、住民が安心して医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、自治体病院を取り巻く多くの問題点を地方自治体が単独で改善していくことは、極めて困難な状況となっている。

本格的な人口減少・超高齢社会においても、自治体病院が地域に必要とされる良質な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、自治体病院の経営安定化対策を推進するとともに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、国においては、別記事項を実現されるよう強く要望する。

1 財政措置について

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の不採算部門を十分考慮し、地方交付税等財政措置を拡充強化すること。
- (2) 医師の勤務実態を踏まえた処遇改善等に係る財政支援措置を講じること。
- (3) 医師、看護職員の負担を軽減するため、勤務環境の改善はもとより、看護職員、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。
- (4) 自治体病院の消費税負担額が増大していることから、自治体病院の厳しい経営状況を踏まえ必要かつ十分な対策を講じること。
- (5) 自治体病院の消費税負担や資材高騰等建設コストの動向を踏まえ、病院建設改良に係る地方交付税措置の対象となる建築単価の更なる見直しを行うこと。

2 新しい専門医制度について

新しい専門医制度の導入については、当初の計画を1年延期し平成30年度の開始に向けて調整が行われているが、制度の運用等にあたっては、地域医療を担う自治体病院の役割を踏まえ、医師の偏在が更に進むことのないよう、慎重に対応すること。

3 医師確保対策等について

- (1) 医師不足や医師の地域偏在を是正するため、明確な医師需給見通しに基づく医師確保の基本方針を定め、計画的な医師養成を進めるとともに、効果的な地域別の医師偏在是正策に取り組むこと。
- (2) 地域医療支援センターやへき地医療支援機構によるキャリア形成支援など、医師の地域偏在解消に向けた取組に対し、その機能を一層発揮させるため情報提供等の支援を充実強化すること。
- (3) 医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を緊急に講じるとともに、都道府県域を越えた実効性のある医師派遣制度を確立すること。

- (4) 医師の診療科偏在解消のため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立を図ること。また、医師不足が深刻な救急医療や小児科、産科、外科、整形外科、麻酔科、精神科等については、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。
- (5) 医師の過重労働解消等、勤務環境改善に向けた取組に対する支援を充実強化すること。
- (6) 女性医師及び女性看護職員等が仕事と出産・育児等を両立できるよう、院内保育所の整備や復職支援の充実、短時間勤務制の導入など健康で安心して働き続けられる職場環境の整備を促進すること。
- (7) 看護職員、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための対策を拡充強化すること。

4 救急医療体制について

- (1) 救急患者の受入不能という事態を防止することはもとより、緊急医療システムの再構築を含め、救急医療体制の確保・充実を図ること。

- (2) 周産期医療及び小児救急医療について、医師確保と地域への均衡ある配置の実現を図るとともに、医療体制の充実強化のための財政措置を講じること。
- (3) 軽度な症状でさえも安易に夜間・休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心がけるよう広く国民に啓発すること。

5 東日本大震災被災地の地域医療の確保について

東日本大震災被災地の地域医療を確保していくため、引き続き被災地域の自治体病院に対し、全面的な支援措置を講じること。

6 平成28年熊本地震について

平成28年熊本地震により被災した自治体病院機能の早急な回復を図るため、十分な財政支援等、復旧に向けた万全の措置を講じること。

7 診療報酬改定について

次期診療報酬改定にあたっては、自治体病院の収支状況はもとより、遠隔診療をはじめとする医療技術と医療機関の機能的コストなどを踏まえた適切な評価を行うとともに、地方に配慮した診療報酬改定とすること。

